協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	建設(港湾)関係事業
調整方針	(1)町道及び河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、市道認定基準及び河川認定基準を合併後、新たに作成し、合併後5年以内に道路台帳及び河川台帳の再編を行う。 (2)建設(港湾)関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 (3)町道整備事業に係る受益者負担金については、合併時に廃止する。 (4)土木用原材料支給事業については、現行のとおり継続し、支給に係る地元負担金については、合併時に廃止する。 (5)道路・河川の占用料等については、当面現行のとおりとし、合併後5年以内に新市において定める。 (6)地籍調査事業については、現行のとおり継続する。 (7)公営住宅関係事業については、次のとおり実施するものとする。 ア 家賃については、合併時から3年間で段階的な負担調整を行い、利便性係数については、合併時までに調整を図る。 イ 入居資格については、合併時に公営住宅法以外の付加条件はつけないものとする。 ウ 老人入居住宅については、現行のとおりとする。 エ 駐車場の供用・使用料については、団地ごとの実情に応じ、供用等の有無を合併時に定める。 オ 維持管理費については、入居者負担分と施設管理者負担分を明確化し、合併時に統一する。		

1 町道の延長

(単位:m)

項目	道路				橋りょう			計
	幅員4.5m以上	幅員4.5～2.5m	幅員2.5～1.5m	小計	非永久橋	永久橋	小計	
修善寺町	106,972	182,241	184,192	473,405	12	1,173	1,185	474,590
土肥町	22,786	57,572	135,460	215,818	194	892	1,086	216,904
天城湯ヶ島町	63,944	89,557	81,029	234,530	413	1,847	2,260	236,790
中伊豆町	88,197	76,539	10,601	175,337	0	1,567	1,567	176,904
計	281,899	405,909	411,282	1,099,090	619	5,479	6,098	1,105,188

平成14年4月1日現在

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	建設(港湾)関係事業

2 町道の面積

（単位:㎡）

項　目	道　路					橋りょう	計
	幅員6.5m以上	幅員6.5～4.5m	幅員4.5～2.5m	幅員2.5～1.5m	小計		
修善寺町	271,382	391,017	621,502	303,311	1,587,212	6,191	1,953,403
土肥町	37,691	94,339	195,871	215,265	543,166	3,928	547,094
天城湯ヶ島町	152,215	241,904	300,130	139,068	833,317	8,850	842,167
中伊豆町	207,380	326,551	267,434	23,025	824,390	6,703	831,093
計	668,668	1,053,811	1,384,937	680,669	3,788,085	25,672	4,173,757

平成14年4月1日現在

3 町道新設改良工事等に係る受益者負担金

修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
町道(1，2級)　0．0%	なし	幅員4m以上の町道(1，2級) 0．0%	集落間の町道　0．0%
町道(上記以外)　10．0%		幅員4m以上の町道(上記以外) 2．0%	集落内の町道　2．0%
直営生コン舗装　1，500円／㎥		幅員4m未満の町道　5．0% (用地費、補償費は地元負担)	